

## 岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、新たに禁煙治療費助成事業を導入する企業・団体に対し、その一部を支援することにより、喫煙率の低下を図り、もって県民の生活習慣病やがんの予防を推進するため、岡山県禁煙治療費助成事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 禁煙外来 禁煙治療のための専門外来
- 二 禁煙治療 「禁煙治療のための標準手順書（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会の承認を得たものに限る。）」に沿った標準禁煙治療プログラムによる禁煙治療（12週間、計5回診察）

### (支援金の交付)

第3条 支援金の交付対象者は、別表1の1に掲げる者のうち、別表2に掲げる禁煙治療費助成事業（以下「助成事業」という。）を行う者とする。

- 2 支援金の額は、別表1の2に掲げる額とする。
- 3 一交付対象者への支援金の交付は、最長2年度までとする。
- 4 支援金とは別に同種の補助等の交付決定を受けている事業については、支援金の対象としないものとする。

### (事業参加の届出)

第4条 本支援金事業への参加を希望する者は、あらかじめ岡山県禁煙治療費助成事業支援金事業参加届出書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

### (交付の申請)

第5条 前条の届出を行った者（以下「参加者」という。）は、支援金の交付を受けようとする年度ごとに岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付申請書・請求書（様式第2号）を2部作成し、次の各号に掲げる書類（各1部）を添えて、知事に提出するものとする。

- 一 禁煙治療終了者一覧（様式第3号）
  - 二 当該年度中に発行された県税納税証明書  
（県徴収金等の滞納がないこと（完納証明）又は課税なし証明。写し可）
  - 三 その他知事が必要と認めた書類
- 2 支援金の交付申請は、助成対象者の禁煙治療が終了した年度内に行わなければならない。ただし、3月中に禁煙治療が終了した者がいる場合は、翌年度4月末日までとする。

### (交付決定及び額の確定)

第6条 支援金の交付決定及び額の確定の通知は、岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援金を交付しないことを決定したときは、岡山県禁煙治療費助成事業支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（広報等）

第7条 前条第1項の交付決定を受けた者の名称は、原則として、県ホームページに掲載する。

2 前条第1項の交付決定を受けた者及びその助成対象者は、県から禁煙の状況についての調査があった場合は、その調査に協力しなければならない。

（支援金の返還）

第8条 知事は、虚偽及びその他の不正手段により支援金の交付を受けた者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（台帳の整備）

第9条 知事は、参加者の名称、所在地、支援金の額等を記載した台帳（様式第6号）を備え付けるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表 1（支援金の交付対象者及び額）

1 交付対象者	<p>令和 3 年 4 月 1 日以降、新たに助成事業を導入する、県内に事業所等を有する法人及び団体（被用者保険組合を含む。）で、岡山県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者とする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体</p> <p>(2) 法人の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者</p> <p>(3) 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める事業者</p>
2 支援金の額	<p>交付対象者が助成対象者に助成する助成金の合計額とする。</p> <p>ただし、助成対象者一人あたりの上限額は、助成金の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満の端数は切り捨てる。）と、10,000 円のいずれか低い額とする。</p>

### 別表 2（支援金の交付対象者が行う助成事業）

助成事業とは、支援金の交付対象者が、その雇用する者（被用者保険組合の被保険者を含む。）に対し、禁煙治療に要する費用の全部又は一部を助成する事業とする。

なお、支援金の対象となる助成内容は下欄のとおりとする。

助成対象者	<p>次の 1～3 をすべて満たす者</p> <p>1 交付対象者が支援金の交付を受ける年度内に禁煙外来において禁煙治療を受け、5 回目の診察を終了した者</p> <p>2 これまで助成事業による助成を受けたことのない者</p> <p>3 助成事業とは別に同種の補助等の交付決定を受けていない者</p>
助成対象経費	<p>次の経費（重複も可）</p> <p>1 禁煙外来において支払った治療費</p> <p>2 禁煙外来の医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬の購入費（ただし、医師の処方に基づく禁煙補助薬が使用できない事情があり、医師の指導に基づきニコチンガムを使用する場合は、ニコチンガムの購入費も含む。）</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

(届出者) 所 在 地 \_\_\_\_\_

法人・団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(担当者氏名 \_\_\_\_\_)

岡山県禁煙治療費助成事業支援金事業 参加届出書

下記のとおり禁煙治療費助成事業を実施しますので、岡山県禁煙治療費助成事業支援金事業に参加します。

区 分		内 容		備 考	
禁煙治療費 助成事業	開 始 年 度	令和3(2021)年度		該当するい ずれかの年 度に○	
		令和4(2022)年度			
		令和5(2023)年度			
	概 要			助成対象者 一人あたりの 助成額等 を記載	
	参加見込者数	令和3(2021)年度		人	県の支援は 最長2年度
		令和4(2022)年度		人	
		令和5(2023)年度		人	

年 月 日

岡山県知事 殿

（申請者）法人・団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付申請書・請求書

岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり、禁煙治療費助成事業支援金を申請し、請求します。

交付申請・請求額 \_\_\_\_\_ 円

（内訳は別添様式第3号のとおり）

【添付書類】・禁煙治療終了者一覧（様式第3号）

- ・当該年度中に発行された県税納税証明書  
（県徴収金等の滞納がないこと（完納証明）又は課税なし証明。写し可）
- ・法人・団体等がその雇用する者（被用者保険組合の被保険者を含む。）  
に助成した（支払った）こと（金額を含む）がわかる書類（写し可）

上記金額を下記口座にお振り込みください。

金融機関名	銀行・金庫 組合			店
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

※振込先が確認できる資料（通帳の写し）を添付してください。

発行責任者及び担当者

区分	職・氏名	連絡先
発行責任者		
担当者 (発行責任者と異なる場合記入)		

\* 交付決定後、原則として、法人・団体名を県ホームページに掲載します。

様式第3号(第5条関係)

禁煙治療終了者一覧(                      年度)

※100円未満切り捨て  
上限10,000円

禁煙外来受診者(助成対象者)				禁煙治療関係		助成対象経費(円)		助成金額 (円) A、Bに対し企 業等が助成し た額 C	支援金 申請額 (円)  C×1/2 ※
氏名	住所	生年月日	性別	医療機関名	禁煙治療期間	禁煙外来において 支払った治療費  A	医師の処方 に基づいた禁煙 補助薬の購入費  B		
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
					~				
支援金申請額合計									

岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日

岡山県知事

年 月 日付けで交付申請のあった岡山県禁煙治療費助成事業支援金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条及び第14条の規定により、次のとおり交付することに決定し、額を確定したので、岡山県禁煙治療費助成事業支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

岡山県禁煙治療費助成事業支援金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

2 確定額

岡山県禁煙治療費助成事業支援金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

様式第5号（第6条関係）

指令 第 号

岡山県禁煙治療費助成事業支援金不交付決定通知書

年 月 日

岡山県知事

年 月 日付けで交付申請のあった岡山県禁煙治療費助成事業支援金について、次の理由により不交付と決定しましたので、岡山県禁煙治療費助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（理由）



